

防火管理者を選任しなければならない対象物

防火管理者を選任しなければならない対象物は、**収容人数**(その防火対象物に出入りし、勤務し、又は居住する者の数)によって決まります。(消防法第8条1項、消防法施行令第1条の2,3項)

また、対象物の延べ面積により「甲種」と「乙種」に区分され、甲種には甲種防火管理講習の課程を修了した者等を、乙種には、甲種又は乙種防火管理講習の課程を修了した者等を、それぞれ選任しなければなりません。

収容人数や対象物の区分は、用途ごとに異なりますので、下の表を参照してください。

項	防火対象物の用途	収容人数	甲種	乙種			
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上	300㎡以上	300㎡未満			
	ロ 公会堂又は集会場						
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの						
	ロ 遊技場又はダンスホール						
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの						
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの						
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの						
	ロ 飲食店						
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場						
(5)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの				50人以上	500㎡以上	500㎡未満
	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅						
(6)	イ 病院、診療所又は助産所				30人以上	300㎡以上	300㎡未満
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設など、 火災発生時において自力で避難することが困難な者が入所する施設				10人以上 ※面積関係なく甲種が必要		
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童発達支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設などで、ロに掲げるものを除いた施設				30人以上		
	ニ 幼稚園、特別支援学校						
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	50人以上	500㎡以上	500㎡未満			
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの						
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上	300㎡以上	300㎡未満			
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場						
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)						
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの						
(12)	イ 工場又は作業場	50人以上	500㎡以上	500㎡未満			
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ						
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場						
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
(14)	倉庫						
(15)	前各号に該当しない事業場						
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの				30人以上	300㎡以上	300㎡未満
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物				50人以上	500㎡以上	500㎡未満
(16の2)	地下街				30人以上	300㎡以上	300㎡未満
(17)	文化財保護法(昭和二十五年 法律第二百十四号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品として認定された建築物				50人以上	500㎡以上	500㎡未満

※ 特定防火対象物は黄色 非特定防火対象物は白色